

建設工事等入札契約制度について（お知らせ）

令和6年度における入札契約制度の運用・改正について、次のとおりお知らせいたします。

なお、新制度は令和6年4月1日以降に入札通知を行う案件から適用するものとし、要綱、要領、基準及び制度の詳細等については、別途佐野市ホームページに掲載いたします。

1 指名競争入札の対象範囲（佐野市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱）

本市発注の建設工事について、指名競争入札の対象範囲を予定価格 3,000 万円未満まで拡大している措置を当分の間継続します。

2 現場代理人の常駐義務緩和措置の終了（佐野市建設工事における技術者配置基準）

令和元年東日本台風の災害復旧工事における技術者不足に対応するため、1人の現場代理人につき、災害復旧工事を含む場合は3か所までの工事を兼任することができるとする緩和措置を行っていましたが、災害復旧工事がすべて完了したことにより、この取扱を終了します。

請負金額	配置基準	～令和5年度	令和6年度～
4,000万円以上	兼任不可	兼任する工事に ・災害復旧工事を含む場合 3か所まで兼任可 ・災害復旧工事を含まない場合 2か所まで兼任可	兼任不可
4,000万円未満	2か所まで兼任可		2か所まで兼任可

3 主任技術者の専任要件緩和措置の終了及び改正（佐野市建設工事における技術者配置基準）

請負金額が 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）未満の建設工事について、1人の主任技術者につき、災害復旧工事を含む場合は3か所までの工事を兼任することができるとする緩和措置を行っていましたが、災害復旧工事がすべて完了したことにより、この取扱を終了します。

また、請負金額が 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上の建設工事について、1人の主任技術者につき、2か所までの工事を兼任することができるとする緩和措置を行っていましたが、国の基準に準じ、経常的な取扱とする改正を行います。なお、後者については「主任技術者兼任届」を提出してください。

請負金額	配置基準	～令和5年度	令和6年度～
4,000万円以上	兼任不可	2か所まで兼任可	2か所まで兼任可 ただし連続性が認められる工事、又は施工に調整を要する工事で、近接した場所において施工する場合
4,000万円未満	複数兼任可 ただし、現場代理人を兼務している場合には2か所まで	複数兼任可 ただし、現場代理人を兼務している場合には、 ・災害復旧工事を含む場合 3か所まで兼任可 ・災害復旧工事を含まない場合 2か所まで兼任可	複数兼任可 ただし、現場代理人を兼務している場合には2か所まで

4 営業所に置く専任技術者配置基準の緩和（佐野市建設工事における技術者配置基準）

営業所に置く専任技術者を、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐、現場代理人として工事現場に配置できる事業者は、経営規模が小規模な事業者のみとしていましたが、この条件を廃止します。

ただし、工事の品質低下を避けるため、現場体制に不備があると認められる場合は、緩和措置を取り消し、新たな主任技術者等の配置を求めることとします。

5 快適トイレ設置対象工事の実施について（佐野市快適トイレ設置要領）

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みの一環として、快適トイレ（誰もが快適に使用できる仮設トイレ）設置対象工事を導入します。

対象は、本市発注の建設工事で、受注者が希望する工事（現場環境改善費を計上しているものを除く）とします。

なお、快適トイレの実施による工事成績評定の加点は行わないものとし、設置に係る経費は、変更設計時に計上するものとします。

6 週休2日制工事の実施について（佐野市土木工事における週休2日制工事試行要領、 佐野市営繕工事における週休2日制工事試行要領）

建設業における労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善等、職場環境の改善を目的として「週休2日制工事」を試行します。

対象は本市発注の土木・営繕工事とし、発注者は、受注者の週休2日制工事の取組みに対し、発注方式ごとに、現場閉所の履行実績に応じて工事成績の加点・減点及び経費の補正を行います。

問い合わせ先
佐野市役所 契約検査課 契約係
電話 0283-20-3027